

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金）

令和4年第13回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1

○ 議事日程

- 第1 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第60号 非農地証明願について
- 第3 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第62号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第63号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10番 野崎 雅博 君
11番 阿部 富美 君
12番 齋藤 和子 君
13番 吉田 恵子 君
14番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第13回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、委員数14名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。8 番廣瀬正美委員、9 番三橋清高委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第59号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第59号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和 4 年12月13日、担当委員 2 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

申請地は、3 筆、いずれも畑、合計1,139㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。申請理由としましては、譲受人は新規就農のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、ビニールハウスを建築し、カカオ、イチゴを栽培する予定です。

現地を確認し、隣接地との状況を見た中で、出荷等に伴う駐車スペースが不足し道路にはみ出すのではないかとの懸念があり、また、隣のハウスとの放射熱の影響を危惧し、事務局を通して確認してもらいました。

駐車スペースにつきましては、ハウスの建築を接道部分から 5 m 程度離す計画であり、出荷等に伴う駐車スペースが確保されていること。次にカカオとイチゴの適温はそれほど変わらないことから、隣地のハウスへの影響はあまりないと思いますが、隣地のハウスへの影響も十分に注意するとの回答を得ました。

該当地区の下限面積は10アールで、今回の農地取得により下限面積を満たします。

労働力につきましては、法人代表者36歳、従事日数300日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 事務局より補足説明をさせていただきます。

本申請につきましては、法人が農地を所有する許可申請のため、農地法第2条第3項に規定される農地所有適格法人としての要件を満たしているか否かの確認が必要になります。

この規定の中には、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」を満たすことが規定されており、これらの要件につきましても法人から提出された全部事項証明書、定款、株主名簿等で確認済みです。また、該当地区にビニールハウスを建築し、新規で法人参入することについて、近隣で農作業を行っている方を対象とした説明会を11月24日に実施済みです。事務局からは以上です。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○5番（村越重芳君） 法人の農地取得については、ハードルが高いと思っておりますが、本件は適正に所有権移転ができる案件ということでよろしいのでしょうか。該当地は、市街化調整区域ですし、農業振興地域に所在していますが該当法人が取得できるということによいのでしょうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 先ほど、説明させていただいたとおり、法人が農地を取得するには農地所有適格法人という定められた要件を満たす必要があります。該当法人は、農地所有適格法人のすべての要件を満たしていることを確認しておりますので、取得できるということになります。

○5番（村越重芳君） 法人に農地を所有させることについて、法改正があったと記憶していますが。

○局長補佐（伊藤和範君） それとは違います。農地を農地のまま法人が取得するには農地所有適格法人ではないと取得できないということです。

○5番（村越重芳君） 農地所有適格法人であれば全国的に取得できるということですか。

○局長補佐（伊藤和範君） はい、農地所有適格法人の要件を満たしている法人であれば農地を農地のまま取得することができます。

○5番（村越重芳君） 農地所有適格法人が倒産した場合、その農地はどうなるんですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 委員が心配されているのは、農地所有適格法人として経営で

きなくなった場合において、所有している農地がどうなるかだと思いますが、最後には、国が買収をすることになります。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第60号、非農地証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件については、11番阿部委員より、2番案件については、13番吉田委員より、議案の説明および現地調査結果の報告をお願いします。始めに、1番案件について報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第60号、非農地証明願についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本件は、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和4年12月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、41㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は40年以上前から資材置場やごみ集積場として使用されてきました。道路から一段高い位置にあり、住宅地や道路に囲まれています。面積も狭小で、神奈川県担当者からも、「農地として耕作できない場所」という意見をいただいています。また、土地の公課証明書においても当該地は雑種地として評価されています。

「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「位置、面積、形状等からみて、農地として耕作の用に供することができないもの」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて、2番案件の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 引き続き、2番案件をご報告いたします。

本件は、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和4年12月9日、事務局3名と現地を調査してまいりました。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、310㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は雑木や草が繁茂しており、傾斜面もあるため、農地に復元することが困難です。また、転用後10年以上経過していること、この事実を国土交通省国土地理院の航空写真により客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「山林」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第60号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

1番案件及び2番案件について、13番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番案件及び2番案件を一括してご報告致します。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,011㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計2,133㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第62号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第62号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件は、被相続人が、令和4年1月11日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和4年12月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、7筆、いずれも現況畑、合計3,938.34㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、コマツナが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、噴霧器、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人62歳、従事日数280日、専業でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件は、被相続人が、令和4年2月20日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和4年12月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、40筆のうち1筆が田、他はいずれも現況畑、合計10,281㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、16筆、いずれも現況畑、合計2,920㎡につきましては、柿が肥培管理されているほか、サトイモが作付けされておりました。

23筆、いずれも現況畑、合計6,318㎡につきましては、ブロッコリー、キャベツ等が作付けされているほか準備中でした。また、ハウスではスイートピーを栽培しているほか育苗中でした。

1筆、田、1,043㎡につきましては、水稻準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、マルチ、草刈り機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人、74歳、従事日数350日、専業、子、44歳、従事日数350日、専業でございます。以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第62号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてのうち、1番案件及び2番案件を報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第63号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を上程いたします。

1番案件について11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第63号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

令和4年12月15日、事務局3名と現地調査を致しました。

特例農地5筆の耕作状況をご報告いたします。

いずれも現況畑、合計1,866.83㎡につきましては、一体として耕作されており、タマネギ、ネギ、ブロッコリー、ダイコン等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人85歳、従事日数250日、専業、子54歳、従事日数250日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第63号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第32号、農地法第3条の3第1項の規定による農

地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第32号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

～ 1番と2番案件について内容を説明 ～

1番案件は、相続人が相続した1筆、田、333㎡についての届出でございます。

2番案件は、相続人が相続した2筆、いずれも畑、合計483㎡についての届出でございます。

これらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

6番（遠藤信行君） 届け出をしないと罰則があるとのことですが、どのような罰則ですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 農地法第69条に「届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。」と規定されています。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第32号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第33号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第33号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から3番案件で、転用目的はいずれも住宅敷地、共同住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第33号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第34号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9から10ページ、報告第34号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から19番案件で、転用目的は、住宅敷地や駐車場敷地でございます。権利関係は、所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第34号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和4年第13回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時35分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員